

平成26年度 財務定期監査の結果に基づき講じた措置等（監査対象：行財政局）

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p style="text-align: center;">意 見</p> <p>(1) 職員章を紛失した場合の弁償金徴収事務について</p> <p>職員が職員章を紛失した場合には、職員章規程に従い、職員章再貸与願を提出しなければならない。そして、再貸与願に基づき職員章の再貸与を受けた者は、弁償金を支払わなければならないと規定されている。</p> <p>平成 26 年 10 月 2 日現在、弁償金未納の件数が 48 件、56,976 円存在する。少額であるとはいえ、未納金が後年度に持ち越されていくことは好ましくなく、今後も未納金を増やさないようにする必要がある。</p> <p>未納金の大半は、すでに退職した職員にかかるものである。退職者に関しては居所を把握するのも難しく、収納対策は年に 1 回退職時の所属へ納付書を送付する程度である。現在、退職予定者に対しては、職員章返納に先立ち、毎年 2 月ごろ職員章保管状況の照会をして、紛失者に再貸与願を提出させている。照会文書によると、希望で再貸与不要と備考欄に記入することもできるので、再貸与不要と希望した者に対しては職員章の再貸与を行っていないが、弁償金が納付済であることを確認してから再貸与することや、職員章を常にはい用し、退職時には確実に返納させることを徹底し、未納金を発生させない対策をとられたい。</p> <p style="text-align: right;">（人事課）</p>	<p>平成 24 年度より、退職予定者に対してあらかじめ職員章の保管状況の照会を行い、紛失者には退職前に職員章の再貸与及び弁償金の納付依頼をするよう見直しており、また、弁償金の納期を過ぎても支払いが確認できない場合、速やかに督促を行っているため、平成 26 年度以降の未納は 0 件であり、新たな未納金は発生していない。</p> <p>平成 28 年度は弁償金未納者に対し督促を行い、3 件解消することができた。</p> <p>未納金を増やさないよう、引き続き納付状況の確認を徹底し、現在、未納となっている弁償金についても、解消に努める。</p>	<p>措置済</p>